

回覧 広報いちはら掲載「くらしの情報」について

～消費生活センターからのお知らせ～

暮らしの中で起こっている相談事例等をもとに、その注意点や対処方法を「くらしの情報」として広報いちはらで紹介しています。不審な勧誘や電話を受けた場合など少しでも心配なことがある時は、消費生活センターなどの相談窓口へご相談ください。

不意打ち的な電話勧誘販売に注意 【令和2年9月15日号No.383】

家屋などへの台風被害の無料点検を口実にした保険申請支援・修理工事、光回線や電気の乗り換えなど、電話勧誘のトラブルについての相談が多くあります。

不意打ち的な勧誘を受けても、その場で決めず、不要であればはっきり断りましょう。口頭での合意でも契約成立の可能性があります。電話勧誘販売では事業者には契約書の交付義務があり、契約が成立した場合でも契約書受領後8日以内であれば、クーリングオフできます。勧誘を受けないためには、在宅時も留守電を活用しましょう。

「保険金で住宅修理」との勧誘に注意 【令和2年8月15日号No.382】

「昨年秋の台風被害で未修理箇所はないか。火災保険を利用し自己負担なく修理できる、保険金申請手続きを代行する」と電話や来訪で勧誘されたという相談があります。修理に保険が使えるかを加入している損害保険の会社に相談し、保険契約内容を確認しましょう。老朽化による損害は保険金支払いの対象外です。修理が必要な場合はその場で契約せず、複数の事業者から見積もりを取ったり、周りの人に相談したりした上で慎重に決めましょう。

契約後でもクーリング・オフが可能な場合があります。

未成年者による定期購入の契約が増加 【令和2年6月15日号No.380】

「高校生の娘がスマホで初回100円のダイエット食品を注文。翌月も同じ商品が届き、確認すると4回購入が条件で総額も高額となる契約だった。」という相談があります。未成年者が、親など法定代理人の同意なく結んだ、小遣いの範囲を超えるような契約は取り消すことができます。しかし、成人を装ったり、親の同意があると偽ったりした場合は、取り消しができないことがあります。

買いたいものがあるときは、まず親子で契約内容を確認することを約束事としておきましょう。

「誰でも簡単に儲かる仕事」の広告に注意【令和2年3月15日号No.378】

インターネット上の広告やSNSへの書き込みなどを見て、自分も大金を手にできると信じ、運営者に連絡すると、儲け方の情報にお金が必要と説明されて、逆に大金を支払うことになったという相談が絶えません。

インターネット上の契約には、クーリング・オフはありません。運営者に返金を求めても、応じてくれるケースはまれです。

ノウハウなどと称した、形がない漠然としたものを扱う話も多く、理解しないまま話に乗ると、大切な財産を失うことに。甘い話には落とし穴があるので、契約は慎重にしましょう。

光回線の電話勧誘はすぐに決めない【令和2年1月15日号No.376】

「大手通信会社のような名前です通信・通話料が安くなる」という電話勧誘に承諾したら、契約先が変わり、料金も安くならなかったという相談があります。

これは、大手通信会社から光回線を借り受けている、光コラボレーション事業者の代理店からの勧誘で、承諾すると、この事業者との契約に切り替わり、元に戻すときにも違約金などが発生します。

勧誘されても即決せずに、契約内容をよく検討しましょう。契約書受領後8日間は初期契約解除制度が利用できます。承諾後に届いた書面の内容は、しっかり確認しましょう。

一人で悩まず、消費生活相談窓口へ

市原市消費生活センター相談専用電話 0436-21-0999

受付時間：（月～金）9:00～12:00、13:00～15:30 ※祝日・年末年始除く

または、

上記の電話番号を忘れても・・・消費者ホットライン 局番無し ☎188

【消費者ホットラインの受付時間及び接続先】※年末年始除く

- ・月～金 9:00～12:00、13:00～15:30 市原市消費生活センター
- ・土 9:00～16:00 千葉県消費者センター
- ・日、祝 10:00～16:00 国民生活センター